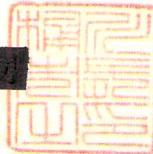


環第[]号
〔年〕月〔日〕

[]市長



有害鳥獣駆除の許可について（通知）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項に基づき、平成23年8月1日付けで申請のあった有害鳥獣の捕獲につきまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第7項の規定により、下記の内容で許可します。

記

- 1 捕獲の期間、区域及び方法
許可証に記載のとおり
- 2 捕獲鳥獣及び員数
許可証のとおり
- 3 捕獲等又は採取等後の処置
許可証のとおり
- 4 条件
 - (1) 製品管理について、更なる適正管理に努めること
 - (2) 飼いバトについて、捕獲対象外とすること
 - (3) 見廻りをこまめに行い、ハト以外の鳥類が捕獲された場合速やかに放鳥すること

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請に係る実態調査書

調査員	所 属	[市]市民生活部 環境課
	職・氏名	主 幹・[印] 主 事・[印]
調査年月日		平成20年6月1日
調査地		[工場内]
申請者	住 所	[東京都中野区木町二丁目四番九号]
	氏 名	[竹内 常世]
被 害 地		[浦川市川田谷72番地]株式会社エムズ[工場内]
駆除しようとする鳥獣名		ハト(カワラバト)
被 害 の 対 象 (農林作物名又は種類)		ハトの糞による被害
被 害 の 態 様 (状況)		工場内の倉庫の中にハトが飛来・営巣し、商品・製品等や建物に糞害が発生している
被 害 の 程 度 (減収量又は被害額等)		ハトの糞による汚染被害及び衛生問題
調査者驅除 適否の意見		<p>申請地において上記期間調査を実施した。その際確認できた個体数の推移については、別紙のとおりである。</p> <p>依頼者である[株式会社エムズ]によると、2羽の番が倉庫内に飛来する姿をよく見かけ、日によっては倉庫の屋根の上に10羽前後とまっていることもある。また、倉庫内に卵の殻が落ちている日もあり、営巣されている可能性が高いとのこと。</p> <p>調査は上記日程において午前と夕方の2回行い、倉庫内には2羽のハトが確認でき、床や作業道具には無数の糞も落ちていた。</p> <p>夕方の調査時には、倉庫の屋根上に5羽とまっているのが確認できた。倉庫自体には飛来防止用の器具はほとんど設置されておらず、ハトにとってはストレスを感じることなく飛来でき、倉庫内も格好の棲家になっていると思われる。</p>

	<p>また、作業中にも関わらず降下してきている姿も確認でき、飛来が常態化し更に営巣までしている可能性も高いことから、倉庫内に完全に住み着いていると考えられる。</p> <p>なお、申請地は希少生物の営巣地の近くにあるため、県の自然環境課・中央環境管理事務所と協議をしたところ、許可条件として「見廻りをこまめに行い、ハト以外の鳥類が捕獲された場合速やかに放鳥すること」とすれば許可しても良いとの結論に至った。</p> <p>これらのことから以下の条件の元、捕獲もやむを得ないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見廻りをこまめに行い、ハト以外の鳥類が捕獲された場合速やかに放鳥すること ・駆除後、防鳥器具の未設置箇所に取り付けを速やかに行うこと
禁止獵具使用の適否	
備 考	

(注) 写真を添付すること。

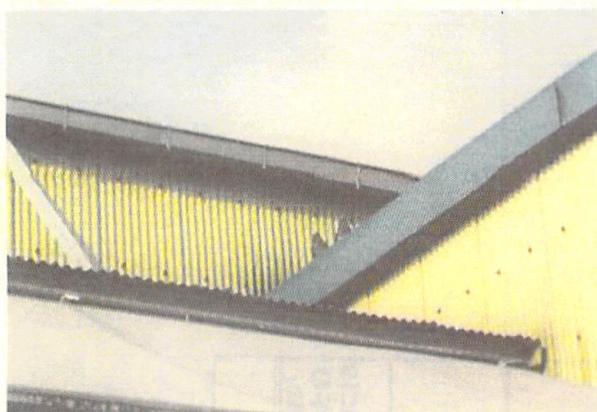
■月■日(火) 天候: 晴

調査時間: 10:30~10:50



3月5日(火) 天候: 晴

調査時間: 16:30~17:00



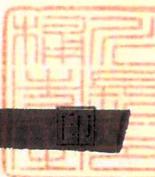
別紙

第 23-01 号

有効期間 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から
[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日まで

許 可 証
(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)

市長



住 所	[REDACTED]
氏 名 (法人の名称)	[REDACTED]
生 年 月 日 (代表者の氏名)	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
鳥 獣 等 の 種 類 及 び 員 数	カワラバト 10 羽 (申請者 1 名)
目 的	有害鳥獣捕獲
区 域	[REDACTED] 工場内 [REDACTED]
方 法	籠状トラップ
捕 獲 等 又 は 採 取 等 後 の 处 置	炭酸ガスによる安楽死
条 件	見廻りをこまめに行い、ハト以外の鳥類が 捕獲された場合速やかに放鳥すること

注 意 事 項

- 1 この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
 - 2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。
 - 3 この許可証は、その効力を失った日から 30 日以内に、交付を受けた行政庁に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。
 - 4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 12 項の報告とすることができる。

報 告 欄

報 告 櫃